

平成23年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>	<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>
<p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>	<p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>
<p>第二次改正 20文科生第8118号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>	<p>第二次改正 20文科生第8118号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>
<p>第三次改正 21文科生第719号 厚生労働省発雇児0331第39号 平成22年3月31日</p>	<p>第三次改正 21文科生第719号 厚生労働省発雇児0331第39号 平成22年3月31日</p>
<p>第四次改正 22文科生第※号 厚生労働省発雇児※第※号 平成※年※月※日</p>	
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p>

改 正 案

現 行

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則) 1～(その他) 17 (略)

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。  
なお、22年度分以前については、従前の例によるものとする。

放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。

別 紙

放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱

(通 則) 1～(その他) 17 (略)

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。  
なお、21年度分以前については、従前の例によるものとする。

改 正 案

現 行

別 表

別 表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 <math>\frac{1,066,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 <math>\frac{1,930,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～45人)当たり年額 <math>\frac{3,101,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数46～55人)当たり年額 <math>\frac{2,943,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>⑤ 1クラブ(年間平均児童数56～70人)当たり年額 <math>\frac{2,784,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>⑥ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 <math>\frac{2,626,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>⑦ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） <math>\frac{14,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日まで} \text{の} 250\text{日} \text{を} \text{超} \text{え} \text{る} \text{日} \text{数}}{1}</math></p> <p>⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） <math>\frac{260,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}}{1}</math></p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） <math>\frac{117,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}}{1}</math></p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 <math>\frac{1,041,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 <math>\frac{1,885,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～45人)当たり年額 <math>\frac{3,026,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数46～55人)当たり年額 <math>\frac{2,873,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>⑤ 1クラブ(年間平均児童数56～70人)当たり年額 <math>\frac{2,719,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>⑥ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 <math>\frac{2,566,000\text{円} \times \text{か所数}}{1}</math></p> <p>⑦ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） <math>\frac{13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日まで} \text{の} 250\text{日} \text{を} \text{超} \text{え} \text{る} \text{日} \text{数}}{1}</math></p> <p>⑧ 長時間開設加算額 (ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） <math>\frac{215,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}}{1}</math></p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） <math>\frac{97,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数}}{1}</math></p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）	1 / 3

改 正 案			現 行		
	(2) 特例分 (開設日数 200~249日) ① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 $1,859,000円 \times \text{か所数}$ ② 長時間開設加算額 (1日6時間を 超え、かつ18時を越えて開設する 場合) $260,000円 \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}$			(2) 特例分 (開設日数 200~249日) ① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 $1,814,000円 \times \text{か所数}$ ② 長時間開設加算額 (1日6時間を 超え、かつ18時を越えて開設する 場合) $215,000円 \times \text{「18時を越える時間」の年間平均時間数}$	
	2 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費	
	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 469,000円 $\times$ 事業数 (2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 613,000円 (3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,520,000円 $\times$ か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 463,000円 $\times$ 事業数 (2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,472,000円 $\times$ か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費	
放資 課後向 児童事 業指 導員等	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり (略)	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市 1か所 当たり年額 950,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	
※放課後子ども教室推進事業等 (文部科学省所管分) は (略)			※放課後子ども教室推進事業等 (文部科学省所管分) は (略)		
別紙様式 1~8 (略)			別紙様式 1~8 (略)		

